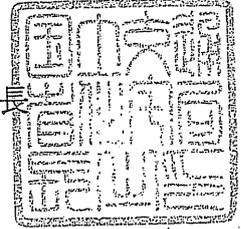




国住指第225号
平成20年4月17日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長



全体計画認定に係るガイドラインの一部改正について

建築基準法第86条の8の規定に基づく全体計画認定の運用については、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」(平成17年6月1日付け国住指第667号)別添2「全体計画認定に係るガイドライン」を示しているところである。

昨年6月20日に建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)及びこれと併せて改正された構造関係告示等が施行されたことに伴い、いわゆる新耐震基準に適合する建築物であっても、既存不適格建築物となる場合が生じ、当該建築物について増改築を行おうとする際に、既存部分の大規模な改修工事等を要する場合があることから、維持保全や機能向上のための大規模な改修工事等に併せて合理的に実施できるよう、全体計画認定制度の積極的な活用を図ることとし、別紙のとおり、「全体計画認定に係るガイドライン」の内容を一部改定したので通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

(別紙)

平成20年4月17日付け国住指第225号と平成17年6月1日付け国住指第667号の「全体計画認定に係るガイドライン」新旧対照表

(参考資料1)

今回の見直し内容を反映させた「全体計画認定に係るガイドライン」

(参考資料2)

建築基準法施行規則第10条の23第1項等の規定に基づく、「二以上の工期に分けてエキスパンションジョイント等を用いた増築又は改築を含む工事を行う既存不適格建築物の既存部分」に係る図書省略の認定書及び指定書(平成20年4月17日付け国住指第224-1号、224-2号)